

産業廃棄物税の施行状況について

令和元年 1 月 1 4 日
産 業 廃 棄 物 課

1 税制度の経緯

循環型社会の形成に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきたが、これらの対策に加え、市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法が循環型社会の形成に有効な手法であると考えられることから、産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成 17 年福島県条例第 4 号）を平成 18 年 4 月 1 日から施行した。

本条例については、施行から 5 年毎に 2 回の検証（平成 22 年、平成 27 年）を行い、いずれにおいても適用期間を延長し、現在に至っている。

2 税制度の概要

(1) 目的

ア 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。

イ 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策をより一層推進する。

(2) 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

(3) 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

(4) 税率

1, 000 円 / トン

(5) 徴収方法

ア 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

イ 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付とする。

(6) 課税の特例

ア 排出事業者が自社最終処分を行う場合は、重量に 1 / 2 を乗じたものを課税標準とする。

イ 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が 1 万トンを超える場合は、その超える部分については重量に 1 / 2 を乗じたものを課税標準とする。

(7) その他

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 11 条第 2 項の規定により、市町村等の一般廃棄物最終処分場で併せて処理される産業廃棄物は課税対象としてい

ない。

イ 産業廃棄物税は、本県が独自に導入した法定外目的税（※）である。

※ 特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税。

現在、県内の特別徴収義務者数は21であり、自社最終処分事業者数は10、特例納付事業者数（※）は4となっている。

※ 課税標準の特例（年間最終処分量1万トンを超える場合は、その超える部分については重量に1/2を乗じたものを課税標準とする）を受けるために知事の承認を受けた事業者。

3 税収等の推移

各年度の税収等は表1のとおりである。

税収額は平成25年度から平成28年度まで減少していたが、平成29年度からは、増加傾向にある。

なお、会計処理の透明性を確保するため、産業廃棄物税基金（福島県産業廃棄物税基金条例（平成18年福島県条例第15号））を設けて、管理している。

表1 産業廃棄物税の推移

（単位：千円）

	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	H31 当初予算
税収額 ①	594,811	468,806	476,350	518,167	513,274
徴税費用（7%） ②	41,636	32,816	33,344	36,272	35,929
基金利息積立 ③	667	102	83	98	105
繰越事業積立等※ ④		3	89	△ 239	
東電賠償金 ⑤	3	1,107	25,611	1,673	
積立額 ⑥	553,845	437,202	468,789	483,427	477,450
⑥=①-②+③+④+⑤					
事業充当額 ⑦	707,983	406,549	430,631	434,585	539,360
基金残高 ⑧					
⑧=⑥-⑦	696,895	727,548	765,706	814,548	752,638
+前年度の基金残高					
単年度の基金残高	△ 154,138	30,653	38,158	48,842	△ 61,910

※ 平成28年度は平成26年度に過充当した分の戻入額。平成29年度は平成27年度に過充当した分の戻入額。平成30年度は積立予算超過分の差引額

4 充当事業の実績

産業廃棄物税を活用した目的別の事業充当額と事業数は表2のとおりである。平成27年度からの4カ年で、115事業に対し、約19億円を充当している。

表2 目的別の事業充当額と事業数

(単位:千円)

目的 \ 年度	H27	H28	H29	H30	4カ年合計
産業廃棄物排出量の抑制	24,634 2事業	27,992 4事業	36,439 4事業	16,109 3事業	105,174 13事業
リサイクル(物質循環)の推進	18,095 4事業	39,050 2事業	41,987 3事業	24,567 3事業	123,699 12事業
産業廃棄物処理施設の整備促進	74,730 10事業	68,439 10事業	79,591 9事業	64,188 10事業	286,948 39事業
産業廃棄物に関する県民理解の促進	26,907 7事業	32,366 7事業	40,363 8事業	32,861 7事業	132,497 29事業
産業廃棄物の適正処理の推進	141,291 3事業	163,920 4事業	173,643 3事業	203,692 3事業	682,546 13事業
その他産廃税の目的に適合する事業	422,326 3事業	74,782 2事業	58,608 2事業	93,168 2事業	648,884 9事業
合計	707,983 29事業	406,549 29事業	430,631 29事業	434,585 28事業	1,979,748 115事業

平成27年度からの4カ年で、産業廃棄物税を活用した主な事業は次のとおりである。

産業廃棄物排出量の抑制

105,174千円

○産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業（生活環境部）

排出事業者が排出抑制等を目的として行う、施設や設備の整備に補助金を交付した。

平成27年度から30年度までの4カ年で4事業者に対し、36,850千円の補助金を交付した。

表3 支援実績

施設等	廃棄物	削減推計量 (27~30年度)
汚泥の分離脱水施設	汚泥	300トン
廃プラスチック減容装置	廃プラスチック類	3.2トン
ドレン水処理装置	廃油	2.4トン
鋳物砂再生・集塵装置	鋳さい	761トン
合計		1066.6トン

また、産業廃棄物処理施設への高度な処理技術導入や維持管理等のための調査研究に対する補助金（1事業者に対し、3,000千円を交付）や、産業廃棄物処理施設への住民理解の促進を図るための事業に対する補助金（施設整備等：6事業者に対し、13,774千円 パンフレット作成等：5事業者に対し1,696千円を交付）を交付した。

○エコ・リサイクル製品普及拡大事業（生活環境部）

産業廃棄物等ごみの減量化と再資源化等廃棄物の有効利用を進めるため、エコ・リサイクル製品の認定、普及啓発等に総合的に取り組んだ。

平成27年度から30年度までの4カ年でエコ・リサイクル製品16件を認定し、平成31年3月31日現在で50件（26事業者）となっている。

エコ・リサイクル製品には、石炭灰や銅スラグを使用した側溝等の土木用製品、製材端材等を使用した合板等の建築用製品などがある。

リサイクル（物質循環）の推進

123,699千円

○環境にやさしいモデル工事推進事業（土木部）

省エネルギー、省資源、リサイクル、生態系保全の4つをキーワードとした建設資材を使用するモデル工事を行う事により、環境資材の使用機会を拡大し、認識を高めた。

平成27から30年度の4カ年で県公共工事で石炭灰や銅スラグを使用した側溝などの環境資材を使用した。

○資源活用！バイオマス資源利活用推進事業（農林水産部）

家畜排せつ物や製材工場残さ等の利活用を推進するための「福島県バイオマス活用推進計画」を策定した。

○紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業（生活環境部）

猪苗代湖の水質を復活させ、未来の世代に継承していくため、県民が一丸となった水環境保全に向けた活動を推進した。県民と漂着ごみの回収等を行うことで意識啓発を行ったり、刈り取った水生植物を有効利用したりすることにより地域の資源循環を推進した。

産業廃棄物処理施設の整備促進

286,948千円

○ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物最終処分場に埋め立てされる燃え殻及び処分場からの放流水に含まれるダイオキシン類の濃度調査を行った。また、燃え殻、汚泥等を中間処理し、製品として再生利用している物についてダイオキシン類等有害物質調査を行った。

平成27年度から30年度までの4カ年で、燃え殻等を32施設、放流水を90施設、中間処理物を13施設で調査した。

○ダイオキシン類発生源総合調査事業（生活環境部）

産業廃棄物焼却施設等のダイオキシン類発生源施設の立入調査を実施し、事業者に対する当該施設の適正管理等の指導を実施した。また、当該施設による環境への影響を確認するため、環境中の大気や水質等の調査を実施した。

○産業廃棄物業者情報提供環境整備事業（生活環境部）

産業廃棄物処理業者等情報管理システムを構築し処理業者の許可情報をインターネット上で公開することにより、排出事業者が安心して廃棄物の処理を委託できる環境を整えた。

○アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業（生活環境部）

石綿含有廃棄物処理施設や建築物解体工事現場等の周辺及び一般環境の大気中アスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散状況を把握し、事業者への指導を行う等により健康被害の防止を図った。

○産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理施設や産業廃棄物排出事業場で水質汚濁防止法等の対象にもなっている事業場の監視・指導を行った。また、廃油の漏洩や廃液の流出などの水質事故時における原因調査、改善指導等を行った。

産業廃棄物に関する県民理解の促進

132,497千円

○環境教育等促進事業（環境教育副読本作成事業）（生活環境部）

小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本を作成し、県内の学校への配布、授業における活用等を通じ、廃棄物の適正処理に関する理解の促進を図った。

○地球温暖化対策事業（生活環境部）

「福島議定書」の理念に基づき、各事業者等が日々の活動を見直し、廃棄物の発生抑制、節電や節水などの温暖化対策を推進することにより、省資源・省エネルギー対策を推進した。

○産業廃棄物処理業務研修会開催事業（生活環境部）

産業廃棄物排出事業者及び処理業者を対象に、産業廃棄物の適正処理に係る基礎的な知識や関係法令の最新の改正内容に関する研修会を開催した。

平成27年度から30年度までの4カ年で、10回開催し、1,600名の産業廃棄物処理業務従事者が受講した。

○優良産廃処理業者育成支援事業（生活環境部）

優良産業廃棄物処理業者の認定基準の1つである電子マニフェストの導入を支援するため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して電子マニフェストの操作説明会を実施した。

平成27年度から30年度までの4カ年（平成29年度以降は産業廃棄物処理業務研修会開催事業に含めて実施）で22回開催し、320名が参加した。

産業廃棄物の適正処理の推進

682,546千円

○不法投棄防止総合対策事業（生活環境部）

産業廃棄物不法投棄監視員や監視カメラの設置など、不法投棄の未然防止対策の強化、早期発見体制の充実を図るとともに、不法投棄防止活動を行っている団体に補助金を交付するなど不法投棄防止のための総合的な対策を実施した。

県内各市町村に不法投棄監視員を配置して年間約3,000日の監視活動を行ったほか、不法投棄防止の啓発活動を行った17団体に補助金を交付するなどの事業を実施した。

平成19年度以降、産業廃棄物の不法投棄件数は概ね横ばいとなっている。

○PCB廃棄物適正処理事業（生活環境部）

PCB廃棄物等が処分期間内に確実に処分されるよう、県内の工場・事業場やPCB廃棄物保管事業者等に対してアンケート調査による実態把握や立入検査を実施した。

（処分期間：トランス等は令和3年度、安定器等は令和4年度、低濃度PCB廃棄物は令和8年度）

○産業廃棄物排出処理状況確認調査事業（生活環境部）

産業廃棄物の適正処理等を推進するため、毎年、県内の産業廃棄物の発生から最終処分までの状況を調査し、公表した。

その他産業廃棄物税の目的に適合する事業

648,884千円

○環境創造センター運営事業（生活環境部）

産業廃棄物処理施設の放流水、焼却灰等に含まれる有害物質の分析検査等が、適時、適切に実施できるよう環境創造センターの分析機器の維持管理等を行った。

○産業廃棄物税交付事業（生活環境部）

中核市（福島市、郡山市、いわき市）が行う、産業廃棄物税の目的に合致した事業の実施に対し、交付金を交付した。